

保育教諭確保のための資格等取得支援事業の概要

1 事業概要

幼保連携型認定こども園（移行予定を含む）に対して、雇用している保育教諭が「特例制度」を活用し、保育士資格又は幼稚園教諭免許状（以下「資格等」という。）を取得するために要した大学等の受講料の補助を行う事業です。

2 対象施設

- ・ 私立の幼保連携型認定こども園
- ・ 幼保連携型認定こども園へ移行を予定している私立の保育所・幼稚園（※）

（※）幼保連携型認定こども園へ移行予定がない又は未定の場合は、補助対象外です。また、補助事業が完了するまでに幼保連携型認定こども園に移行しなければならないわけではありませんが、事業計画書に移行予定時期（概ね5年以内）を記載する必要があります。

3 対象者

下記の全ての要件を満たす職員が対象となります。

- ・ 申請時において特例制度の要件（※）を満たす者

（※）特例制度の要件

資格等のいずれか一方を有し、保育所・幼稚園・認定こども園・「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設において、3年かつ4,320時間以上の勤務経験を有すること

- ・ 常勤職員（非常勤の場合は週30時間以上勤務していること）
- ・ 令和8年度に特例制度対象講座を受講開始後、当該年度中に資格等を取得する者
- ・ 資格等取得後、当該施設で1年以上勤務することが確実であること

【下記の項目に該当する場合は、補助対象外】

- ・ 令和7年度以前の受講分
- ・ 令和8年度中に資格等を取得する見込みがない
- ・ 雇用保険の教育訓練給付や保育士修学資金貸付等の類似する貸付事業の給付を受けている

4 受講料等の負担者

この補助事業を利用するには、受講料等（補助対象経費）を法人（設置者）が全額負担する必要があります。既に受講者が受講料等を負担している場合は、当該金額を受講者に支払の上、領収書の交付を受けてください（実績報告時に添付が必要です）。

5 補助対象経費

大学等の長が領収書により証明した、大学等に対して支払われた以下の費用

- ・ 入学金（受講の開始に際し、納付するもの）、受講料（授業料）、教材費
- ※免許更新に係る手数料、受講に要した交通費、パソコン・タブレット等の器材使用費等、入学金、受講料、教材費以外のものは補助対象外です。

6 補助額

上記5の対象経費の1／2（1,000円未満切捨て、上限10万円）